

16 名称変更届（専修学校・各種学校用）

年 月 日

大阪府教育長 ○○○○ 様①

○○学校設置者
設置者所在地
設置者名
設置者代表者名

名 称 変 更 届

このたび○○学校の名称を変更したいので、学校教育法第131条及び同法施行規則第189条において準用する同規則第5条の規定に基づきお届けします。 (※)

1 変更する理由

2 旧名称

新名称

3 変更年月日

年 月 日

(※)各種学校は、下線部を「学校教育法施行令第27条の3」とすること。

添付書類

- 1) 理事会及び評議員会の決議録等、設置者所定の手続きを経たことを証する書類(様式 29,30 の作成例参照)②
- 2) 専門士等の告示を受けている学科を有する学校が名称変更する場合は、文部科学省の告示や通知文等の写しを添付すること。

提出期限

- ・生徒募集開始前に提出すること。なお、届出内容に関係法令違反等の不備があれば計画の是正を指導する場合があるため、設置者において変更の計画を決定した時点で速やかに提出すること。

説 明

- ① 氏名を省略する場合は「大阪府教育長様」とすること。
- ② 該当箇所に蛍光ペン等でマーカーすること。また、届出事項に係る議案資料をあわせて添付すること。

留意事項

1. 提出部数正副各1部(合計2部)
2. 法人の所轄庁への学則変更届、寄附行為変更届を同時に提出すること。
3. サイズはA4版を原則とするが、図表等が読みづらくなる場合はA3版でも可とする。両面印刷を原則とする(A4版は長辺綴じ、A3版の場合は短辺綴じ)
4. 次の場合は、それぞれ所定の手続きが別途必要であることに留意すること。
 - ・設置する学科が、修了者に専門士(高度専門士)の称号が付与される学科である場合
 - ・設置する高等課程(専門課程)の学科が、修了者に大学(大学院)入学資格が認められる高等課程(専門課程)の学科である場合
 - ・設置する学科が、職業実践専門課程の認定学科である場合